

「JAマイカーローン」商品概要

商品名	「JAマイカーローン」	「JAマイカーローン」 リピーター型
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の①～⑥すべての条件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> ①組合員または組合員となる資格を有する方。 ②お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終返済時の年齢が満76歳未満の方。ただし、20歳未満の方については、ご本人が給与所得者で、法定代理人を連帯保証人としていただける方に限ります。 ③原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者は前年度税引前所得とします）。 ④原則として、給与所得者は勤続年数1年以上の方、自営業者は営業年数3年以上の方（新卒の給与所得者の方は1年未満でも利用可能です）。 ⑤広島県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ⑥その他、当JAが定める条件を満たしている方。 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の①～⑦すべての条件を満たす方 <ol style="list-style-type: none"> ①組合員または組合員となる資格を有する方。 ②お借入時の年齢が満20歳以上であり、最終返済時の年齢が満76歳未満の方。 ③原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者は前年度税引前所得とします）。 ④原則として、給与所得者は勤続年数1年以上の方、自営業者は営業年数3年以上の方。 ⑤マイカーローンの返済実績が2年以上あり、返済状況が良好で、返済中または完済後5年以内の方。 ⑥広島県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ⑦その他、当JAが定める条件を満たしている方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●ご本人または同居のご家族が必要とされる次の資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・バイク（ともに中古車を含む）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ・自動車等の点検・車検・修理費用、共済（保険）掛金に必要な資金および本ローンの借入にかかる諸費用。 ・運転免許の取得資金。 ・カーナビ等のカー用品の購入資金。 ・車庫建設資金（お借入金額は100万円以内）。 ・他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金。 	
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●10万円以上500万円以内（1万円単位） ※所要金額の範囲内とします。なお、当JAに下取車のお借入残高がある場合にはお借入金額に含めることができます。 	
お借入期間	●6か月以上10年以内	
金利タイプ	●固定金利型	
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定となる方法）とし、次のいずれかをご選択いただけます。 <ol style="list-style-type: none"> ①毎月返済方式 ②ボーナス併用返済方式（ボーナス返済による返済元金総額はお借入金額の40%以内です） 	
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ●広島県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として担保・保証人は不要です。 ●保証料のお支払いについては、一括前払いまたは分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 <ol style="list-style-type: none"> ①一括前払い：お借入時に一括して保証料をお支払いいただけます。 ②分割払い：約定返済日の元利金返済にあわせ、分割して保証料をお支払いいただけます。 	
	【保証料率】年0.70%または年0.79%	【保証料率】年0.60%または年0.79%
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込みの際は、当JAおよび広島県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に沿い兼ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ●繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合には、別途JA所定の手数料が必要となります。 ●別途印紙税が必要となります。 ●詳細につきましては、店頭にて「説明書」をご用意しております。 ●店頭にて返済額の試算を承っております。 	

（平成29年4月3日（月）現在）

お申込み時にご用意いただくもの

ディーラーなどの見積書または注文書／運転免許証／印鑑／所得を証明する書類（源泉徴収票、課税台帳記載事項証明書、確定申告書など）が必要となります。なお、入社して1年未満の新入社員の方は給与明細書、就職内定者の方は内定通知書が必要となります。

●詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。